

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、田尻町域（ただし、関西国際空港の敷地を除く）を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美